

要望書本文

第一章 子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を

妊娠・出産時から子どもが成人するまでの各段階において、本市の子育て支援策を抜本的に拡充・改善するよう、要望します。とりわけ全国に先駆けて子どもの権利に関する条例を制定した本市にとって、あらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めることは重要な責務ですが、現状では多くの分野で支援が不十分です。

例えば小児医療費助成制度では、一部負担金の撤廃も、18歳までの対象の拡充もどちらも実現しません。神奈川県内でもつとも乏しい制度のなか、経済的な理由により必要な医療を受けられない子どももいます。保育所等については、待機児童ゼロ実現のために保育所の運営にそぐわない株式会社等の進出を許し、園庭のない保育園や人件費率が異常に低く抑えられている園が当たり前になりました。待遇が悪いことに起因する保育士不足も深刻です。こども誰でも通園制度も、専門家から数々の問題が指摘されています。これは保育の市場進出をさらに進めるもので、我が党は反対の立場ですが、さまざまなリスクに対して十分な検討や独自の対策がないまま川崎市での本格実施に踏み切ることは重大な問題です。さらに本市が学童保育に位置付けているわくわくプラザでは大規模化が進み、子どもたちが小さな部屋にすし詰め状態になる施設が相次いでいます。わくわくプラザが合わず、仕方なくひとりで留守番せざるをえない子ども多くいます。一方、市内に8箇所ある自主学童では、保護者や地域の人が懸命に子どもたちの生活の場を守っていますが、本市は国庫補助金の対象事業にすることを拒否し続けており、物価高騰も相まって閉所の危機に追いられています。

他の自治体はさまざまな施策を通して、こうした問題を回避しています。小児医療費助成制度について、関東では

所得制限なしで高校を卒業するまで無償とする自治体が圧倒的多数になりました。全国的にも制度の拡充が進み、人口比で約9割の子どもが18歳になるまで助成が受けられています。保育園については、世田谷区が株式会社立の園で人件費率の引き下げを防ぐ仕組みを作っています。こども誰でも通園制度も、福岡市が独自に月の利用上限を4時間に引き上げるなど子どもにとってよりよい制度となるよう工夫を凝らしています。学童保育では、横浜市が本市のわくわくプラザに相当する全児童対象の事業を実施しながらも、営利目的ではない民間学童も国庫補助金の対象事業とし、多様な受け皿を確保しています。中でも先進的な子育て支援が進む東京都との格差、いわゆる「多摩川格差」は川崎市で子育てをする人に大きな衝撃を与えています。「東京都に引っ越したい」という声も多くの市民から出されており、この間続いている子育て世帯の転出超過にも象徴されています。

我が党は議会でも繰り返し改善を求めてきましたが、本市は「子育て支援は自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において、全国一律の制度として構築すべき」といった答弁をするだけです。国が動くのを待っているあいだに、川崎市の子どもたちの権利が蔑ろにされている状況を放置することは許されません。こどもの権利条例の趣旨に立ち返って積極的な子育て支援に取り組むよう、強く求めます。

1 安心して出産できる環境を整える

- ① 妊娠に伴い、妊婦健診の範囲以外でも血液検査や子宮頸がん検査など医療機関での自己負担が多く発生している。市として実態をつかみ、負担軽減の対策を行う。
- ② 出産費用の軽減のため、市として独自支援を行う。
- ③ 入院助産制度の指定病院が市立川崎病院、多摩病院、助産院1カ所の3ヶ所しかない。指定病院を増やす。市立病院については、ウェブサイトで制度の周知をする。
- ④ 不妊治療の先進医療について、神奈川県は2024年度に協調補助の制度を創設したので、川崎市でも実施する。
- ⑤ 分娩を取扱う施設における医療従事者数が、医師、助産師、看護師ともに不足している。人材の確保に全力を尽くす。
- ⑥ 分娩医療機関を新設・増床・再開し、無痛分娩、和通分娩など多様な出産を選択できるよう整備する。

⑦ 川崎市のN I C U病床数は出生1万人あたり31・1床で、全国平均の出生1万人あたり40床よりも少ない。稼働率や市内病院で受け入れできなった件数などを分析を行い、増床の検討を行う。

2 出産前後の母子支援と支援体制を充実する

(1) 支援体制について

- ① 各区の地域みまもり支援センターの地域支援課に助産師を1名以上配置する。
- ② 妊娠・出産SOS事業に対応する助産師の体制を拡充し、L I N E相談ができるようにする。
- ③ 3～4か月健診について、民間医療機関への委託前後を比較し、新生児訪問事業との連携、未受診者の状況把握など、課題点を明らかにしたうえで対策を講じる。

(2) 産後ケア事業について

- ① 利用料金について国の補助事業を活用した減免制度を導入しても、依然として他の自治体に比べて高い。特に宿泊型は減免後も1泊2日で10,000円となるが、町田市では1泊2日3,500円で利用できる。減免だけでなく、基本の料金を抜本的に引き下げる。日帰りロング型の利用料は宿泊型の1日分と同額で設定されているが、利用者から割高に感じる声が上がっている。町田市の1日3,500円（減免後は500円）のように低い料金にする。
- ② 減免の回数が5回までとなっているが、7回までに増やす、
- ③ 現在2分の1助成の住民税非課税世帯も、生活保護世帯同様に自己負担なしとする。
- ④ 訪問型、日帰りショート型の利用対象を1歳未満までに拡充する。
- ⑤ 宿泊型の委託料（1泊2日で60,000円）が不十分で、事業者は赤字状態になっている。経費分が賄えるよう、最低でも1泊2日で120,000円に引き上げる。宿泊型と日帰りロング型の委託料が人件費や物価高騰に見合っておらず、施設側が赤字状態になっている。持続的に運営できるよう、委託料を抜本的に増額する。

(3) 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業について

- ① 利用料金を引き下げ、利用できる回数や期間をさらに拡充する。例えば福岡市では、料金は1回あたり500円（生活保護世帯・市民税非課税世帯は免除）、回数は産前10回・産後20回（第2子以降で、出生時点できょうだいが未就学の場合は最大40回まで）、期間は1歳までとなっている。
- ② 主な保育者が父親などの場合もあるため、母親以外も利用しやすいよう改善する。母親以外でも例外的に利用できるようになつた旨をホームページにわかりやすく記載する。

(4) 地域子育て支援センターについて

- ① 乳幼児が安心して遊べる環境が備わっている保育園併設の地域子育て支援センターを増設する。
- ② 単独型のセンターには、施設管理の点からも担当係長を配置する。
- ③ こども文化センターを活用した連携型の地域子育て支援センターについては、乳幼児の遊べる環境を整え、保育士等の有資格者を専任で配置する。一般型も、有資格者を専任で配置する。
- ④ 土曜日に通常開所している地域子育て支援センターは、川崎区と麻生区に1カ所ずつしかない。平日働いている親子も利用できるよう、週末に通常開所している場所をふやす。

3 すべての子どもが安心して医療が受けられる制度を整える

- ① 小児医療費助成制度について、所得制限なしで通院・入院医療費の助成対象年齢を18歳まで拡大する。小学4年生以上の窓口一部負担金（1回上限500円）を廃止する。
- ② 小児喘息医療費支給制度を復活する。

4 保育事業の充実をはかる

- (1) 公立保育所について
 - ① 宮前区で株式会社立の認可保育園の2025年度いっぱいの閉園が突然決まるなど、保育が保障されない事案

が発生している。児童福祉法24条1項に明記されているように、保育の公的責任を果たすために公立保育園を増やす。

② 公立保育所は各区3ヶ所となつてゐるが、就学前人口の増加に伴い民間の保育所が急増してゐる中原区、高津区、幸区は公平性の観点などから早急に公立保育所を増やす。

③ 園庭開放、出前保育、保育相談、医療的ケア児の受け入れなど増加した業務量に見合つた保育士や看護師などの専門職を増員する。

④ 2024年度に行われた国の保育士配置基準の改正に伴い新たに配置した保育士は会計年度任用職員ではなく正規職員とする。

⑤ 保育現場でのＩＣＴ活用については、保育士の意見をしつかり聞く。

⑥ 各区の公立保育所のセンター園となる「保育・子育て総合支援センター」に、地域の子育て支援や、民間保育所への人材育成支援などを担う職員など、必要な人員を確保・増員する。建て替えや長寿命化にあたり、園庭の確保をしながら研修室や相談室、職員室の拡張等を図るなど、担う役割にふさわしい環境を整備する。

⑦ 園児や地域の乳幼児の健康や栄養・食事の相談指導のために看護師や栄養士は兼任ではなく専任ですべての公立園に配置する。

⑧ 大規模改修予算及び小破修繕予算、備品費などを増額し、老朽化した園の修繕を急ぐ。

⑨ 保育所の利用を希望するすべての医療的ケア児が受入れられるよう、保護者、医療機関、嘱託医と連携をとることともに、看護師を独立配置するなど園側の体制をしっかりとる。延長保育の利用も含め、医療的ケアと仕事が両立できるようとする。

⑩ 給食業務の委託化について質の低下につながらないよう検証し、保護者の意見要望に応え委託を安易にしない。

(2) 認可保育園について

① 希望したすべての人が認可保育園に入れるよう、必要な枠を整備する。し、育休関係の申請者以外の保留児童ゼロを目指す。

② 1歳児クラスでの入園や、年度途中の入園が困難であるため、保育園の利用開始を希望よりも早めたり遅らせたりせざるを得ないケースが発生している。好きなタイミングで保育園の利用が開始できるよう、定員に余裕を

持たせる。そのために必要な経費は市が賄う。

- ③ 0歳児クラスの定員割れで、経営が圧迫されている園も増えている。世田谷区の0歳児欠員加算のような制度を創設する、

- ④ 新規建設する園には園庭を確保する。既存の園も、園庭の確保に全力を尽くす。
⑤ 障がい児等の保育所への入所について、こども子育て支援法30条の「正当な理由」を盾にした恣意的な拒否が行われないよう、施設側の応諾義務について引き続き指導する。
⑥ 民有地を借りて認可保育園を新設する社会福祉法人に、土地の賃借料の補助を拡充する。
⑦ 認可保育園を運営する社会福祉法人への市有地の無償貸与は継続する。
⑧ 認可保育園への営利企業の参入は、保育所の継続性と保育の専門性からそぐわない。株式会社による保育所運営に対する課題を明確に認識し、これ以上増やさない。
⑨ 株式会社が運営する保育園では、委託費に占める人件費率が50%台と、社会福祉法人の70%より極めて低い。委託費の使途制限を設けるよう国に強く働きかけるとともに、世田谷区のように委託費の人件費率が50%を切つたら独自補助をしないなど、委託費の弾力運用を抑える仕組みをつくる。
⑩ 夏のプール遊びなどで増えた水道料金代を補助する。

(3) 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育等）について

- ① 2025年3月議会で、連携施設の確保に関する基準が緩和されたが、この条例改定が市内の事業者に影響を出さないように努める。
② 「取扱要綱」で、努力規定とされている部分について、実質確保できるよう指導する。経営が成り立つように支援する。
③ 卒園後の受け皿となる連携施設を増やし、新たな保育園探しの際にかかる保護者の負担を軽減する。
④ 嘴託医による乳児健診を、連携施設ではなく地域型保育所でも受けられるようにする。
⑤ 集団保育の提供や合同健診など、連携保育の内容が確實に図られているかを市が把握する。マッチングや経営支援など地域型保育事業者の運営についての相談に親身にのる。

(4) 認定保育施設について

- ① 少子化に伴う保育ニーズの減少や物価高騰による経費の増大が園の運営を圧迫していることから、光熱費、家賃等の固定費等の財政的支援策を充実する。
- ② 認定保育園では、経営者の裁量で保育の必要条件を満たさない児童も受け入れているが、国や行政からの支援がなく、経営が厳しくなってしまう。保育条件を満たさない子どもの受け入れに対する補助を創設する。
- ③ 市独自の加配保育士を認定保育園でも配置できるようにする。
- ④ 保護者の保育料負担を軽減する。
- ⑤ 認定保育園で働く保育士の処遇改善について、処遇改善加算Ⅰや宿舎借り上げ支援の金額が少ないなど、認可保育園で働く保育士との格差をなくす。キャリアアップ研修も受けられるようにする。

(5) 保育士の労働環境。処遇改善を実現する

- ① 保育所等で勤務する保育士等の職員を対象に、国の処遇改善加算に上乗せするかたちで市独自の処遇改善加算を行う。引き続き市単独で加配職員分の加算を増額する。
- ② 特に株式会社立の保育園では、非正規の保育士に処遇改善加算がされないなど、同一労働同一賃金から大きく逸脱した実態がある。処遇改善加算が対象となるすべての保育士の手元に渡るよう、市として指導する。
- ③ 国に対して、全産業の平均並みの賃金を保障する公定価格の設定と、勤続11年以上の昇級財源を確保し経験を積んだ職員の抜本的な処遇改善を求める。
- ④ 国に対して、児童福祉法の最低基準を改定し保育士等の配置を厚くすることを強く要望する。
- ⑤ 国が保育士等の配置基準を改善した場合も、川崎市独自の保育士加配制度は維持する。
- ⑥ 「国の保育士宿舎借り上げ支援事業について、国に全法人が利用できる制度のあり方や補助内容、補助対象の保育士をさらに拡充するよう要請する。それまでのあいだ、市独自で市が行う保育所等宿舎借り上げ支援事業を拡充する。」
- ⑦ 保育士市加算の算定基準の見直しにより、人件費削減となつた施設があつた。職員配置の算定方法について、国の算定方法への見直しを撤回し、市独自の算定基準に戻す。市加配保育士の充足率100%を目指す。
- ⑧ 神戸市では保育士になれば7年間で最大160万円を支給する制度や、保育士自身の子どもの保育料が1年間

半額になる制度など「6つのいいね」で保育士の確保に努めている。本市も同様に、保育士の支援を抜本的に強化し、人手不足を解消する。

(6) 保育施設の安全性と透明性の確保について

- ① 全国的に、保育園での事故や事件が相次いでいる。施設の監査の形骸化を防ぎ、実効性を担保するために、十分な時間をかけて監査できる体制を拡充する。職員配置、有資格者の人数、保育内容などに係る指摘された事項については、改善が経常的に認められるよう、指導を継続的に丁寧に行う。
- ② 抜き打ち監査なども含め、問題のある施設については監査を徹底する。
- ③ 子ども子育て新制度の施設について、給付費の使途、職員定着率などの情報を毎年公開する。
- ④ 保育関連業務の増大から、こども未来局子育て推進部、地域みまもり支援センター児童家庭課等での業務が煩雑膨大になっている。担当職員の増員と研修を充実させ、市民の不安解消も含め丁寧な対応ができる体制を整える。

(7) 保護者にやさしい保育事業にむけて

- ① 川崎市の保育料は中所得層から他都市に比べ高額になる。市民の負担軽減をはかるため保育料の引き下げを行う。低所得者への減免を行う。
- ② 第2子の保育料については、ひとり目の年齢を問わず、所得制限なしで完全無償にする。
- ③ 公定価格を超えた保育料以外の実費及び上乗せ徴収について、保護者への周知が徹底されるよう指導する。また経済的に支払いが困難な家庭は支援する。
- ④ 給食費については他の自治体で実施されているように主食費・副食費とも無償とする。
- ⑤ 認可保育園や公立保育園については、就労で保育園を利用している保護者がリフレッシュ目的で有給休暇をとった日に、保育園に子どもを預けることを認める。
- ⑥ 病児保育を増やし、すべての区で実施する。対象を小学生まで拡充する。

(8) こども誰でも通園制度について

- ① 制度そのものが子どもの安全を確保できないと専門家から批判が上がっている。1ヶ月10時間の利用上限の引きあげ、利用前の面談や慣らし保育の必須化、保育士の配置が十分にできるような人件費分の補助金増額など、制度の抜本的な改善を国に求める。
- ② 市独自に利用前の面談と慣らし保育の実施を必須にし、月の利用上限の引き上げと人件費分の補助を上乗せする。人件費の上乗せについては、制度を利用する子どもがいなかつた日の分も支給する。
- ③ 市独自で保育士の配置を国基準より増員すること。また事務量も増えるため、見合う職員が確保できるようにすること。
- ④ こどもたちの環境に配慮するため、「余裕活用型」および「一般型（専用室独立実施）」に切り替えていく
- ⑤ 不安定な保育とならないよう、事業者や現場の意見も尊重しながら、利用パターンに条件をつけ定期的な利用となるようするなど配慮する。
- ⑥ こども誰でも通園制度として行われる保育について、保育所全体の保育目標やねらい、保育計画などを考慮し、在園児の保育とのすり合わせを行うよう指導する。また、制度を利用する乳児ひとりひとりの実態に応じた個別計画を策定する。

5 豊かな幼児教育を保障する

- ① 幼稚園の無償化の基準は年額30万8,400円となっているが、川崎市の私立幼稚園の平均利用料はこれを上回っている。実際に無償化ができるよう、助成額の拡充を国に求める。当面の間、市も独自助成を実施する。
- ② 私立幼稚園の入園料10万円の補助制度を創設する。
- ③ 私立幼稚園の保育料が払えず入園できない子どもがいるのかの調査・相談を行い、必要な支援策を講じる。
- ④ 障がい児受け入れのための人的保障の支援の増額を図る。特に子ども・子育て新制度に移行している幼稚園については、障がい児の受け入れ先の確保を保障する。
- ⑤ 利用者が増えている預かり保育の助成額を増やし、保護者負担を軽減する。
- ⑥ 子ども子育て支援新制度以外の幼稚園について、1学級35人という定員を少人数に改善するよう国に要求する。

6 すべての子どもが安心して過ごせる放課後対策を

(1) 自主学童保育について

- ① 放課後児童健全育成事業の届出をしている自主学童保育を早急に個別の事業として位置付け、国庫補助金を受けられるようにする。それに伴い、川崎市も予算措置を行う。
- ② 自主学童保育事業所が「川崎市放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」に則つて果たしている役割に鑑み、少なくとも条例を遵守するためにかかる費用（面積基準を守るための引越し費用や家賃、施設改善にかかる費用、放課後児童支援員の増員にかかる費用、研修費用等）への助成を行う。
- ③ 横浜市の子ども・子育て会議放課後部会のように、学童の関係者も含めて放課後児童健全育成事業の質の向上について議論する会議体や検討の場をつくる。

(2) 「わくわくプラザ」について

- ① わくわくプラザの大規模化が子どもたちにもたらす影響について調査・検証し、改善を図る。
- ② 各わくわくプラザの利用人數などを市ホームページで公表し、施設の状況や事業の内容がひと目でわかるようにする。
- ③ 「放課後児童健全育成事業」を実施する専用室を「わくわくプラザ事業」実施スペースとは区別し、定期利用登録児童数を元に基準に見合うように整備する。
- ④ 放課後児童健全育成事業と放課後子供教室とをしつかり分けて考え、それぞれに専任のスタッフを配置する。
- ⑤ 夏休み中のお弁当について、1食当たりの料金が高いため少なくとも配送料は市費負担とする。また、お弁当のご飯が凍っていた、おかずがわさび味で食べられなかつた、量が少なすぎたといった声が上がっている。美味しくて子どもに適した内容となるよう、早急に改善する。
- ⑥ 夏休みが明けてからの約1週間、学校給食が提供されない期間があるが、その間もわくわくプラザでお昼を提供する。
- ⑦ おやつは地元食材をつかった手作りのものなど内容を充実し、全員に提供する。また、おやつ代は公費助成を

を行い、保護者の負担軽減を行う。被保護世帯における対応だけでなく就学援助を受けている世帯についても免除する。

- (8) 障がい児の利用がある場合には、障がいの程度に合わせて職員の加配を行う。また障害に合わせた対応ができるよう専門的知識を有した職員の配置を市の責任で行う。少なくとも、各区に1名以上の巡回指導員を配置する。
- (9) 施設が2階以上にあり、階段を利用しなければならない施設は車いす等の利用が可能なように、バリアフリー対策を行う。

(10) 18時から19時の時間に学習の支援を行う「子育て支援・わくわくプラザ」は個別の事業とせずに利用者負担を無料にする。

- (11) スタッフは正規職員の複数配置を基本とし、職員の専門性を高める。処遇改善のため、国に対し補助単価の改善を求めるとともに、市独自で予算を確保する。サポートの時給を引き上げる。
- (12) みんなの校庭プロジェクトが開始されたが、わくわくプラザの職員に負担がかかっていないか、積極的に意見を聞き、必要な改善をすすめる。

7 子どものための施設や事業を充実する

(1) こども文化センターについて

- ① 資産マネジメントの一環である、モデル地区のこども文化センターを集約・統廃合など減らす計画を中止する。
- ② 「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」に、こども文化センターも位置付ける。
- ③ 大師コミュニティーセンターおよび田島コミュニティーセンターの創設に伴い、各地区のこども文化センターが廃止された。その際、「コミュニティーセンターにこども文化センターの機能を引き継ぐ」との説明があつたが、新たに発表された大師コミュニティーセンターの設計図をみると乳幼児室とキッズスペース以外に子ども専用の部屋がないなど問題が明らかだ。児童福祉法に基づく児童厚生施設の役割を果たすために、専用の部屋を確保する。また、このようにこども文化センターを廃止したうえでのコミュニティーセンターの創設はこれ以上おこなわない。
- ④ 老朽化した建物の施設整備を進め、地域要望を踏まえた計画を策定する。建て替え等を行う場合は単独館を原

則とし、バリアフリー化や再生可能エネルギーの利用を進める。

- (5) 図書・遊具、小破修繕などの予算を増やす。また、イベントの予算を確保し、子どもたちの興味や関心に合わせた企画を充実させる。
- (6) 人手不足により、職員が長期休暇を取れない実態がある。職員が増員できるよう、人件費を増額する。
- (7) 音楽室の個所数を増やすなど、中学生や高校生がこども文化センターを利用しやすくできるように体制整備を行う。

(2) その他の事業について

- ① 地域子ども子育て活動支援事業について、事業者が地域に根ざした居場所づくりの活動が継続できるよう補助金を増額し、箇所数を増やす。
- ② 南部地域に、こどもの権利条例を具現化する「こども夢パーク」のような施設を整備する。

8 子どもの人権を守るための制度や機能の充実を図る

(1) 児童虐待の防止と早期対応について

- ① 児童相談所について、虐待の通告件数の増加に見合う職員の増員を図る。特に児童福祉司と児童心理司については、国の配置基準を満たすよう早急に配置する。
- ② 児童相談所の相談員等は専門性、継続性が求められるため、会計年度任用職員としてではなく正規雇用で体制を確保する。
- ③ 一時保護所で生活する児童に、しっかりと寄添い安心して暮らせる支援ができるよう人員体制と生活環境を整える。また、乳幼児の遊びや生活習慣、学齢期の児童の学習権を保障するために教員等も確保する。
- ④ 児童虐待の通告を受け安全確認を行う際、原則複数対応が可能になるよう地域みまもり支援センターの人員増をはかる。
- ⑤ DV被害者の相談にあたる女性相談員の勤務を常勤化する。川崎市DV相談支援センターは非常勤の相談員2名体制で受付は16時半までとなつていて、体制を拡充し夜間休日も含めて対応できるようにする。

- ⑥ 18歳までの子どもの子育てや養育に関する相談を受ける児童家庭支援センターを、市内で唯一未設置となつて
いる高津区に整備する。

(2) 子どもの貧困対策について

- ① こども未来局に、全庁横断的に子どもの貧困対策をとりまとめ、推進する部署を設置する。せめて当面は現在担当している企画課の人員体制を強化する。
- ② 子どもの貧困に対応する『アウトリーチ支援』を強化するために、地域みまもり支援センターに配置されてい
る保健師、助産師、社会福祉職、心理職、栄養士、歯科衛生士、保育士、教育関連職員等の専門職を増員し体制
を構築する。
- ③ 生活保護世帯の子どもが大学、専門学校へ進学する際、世帯分離が行われ生活保護費が減額される。生存権の
保障と学問の自由の観点から減額分相当の支援を行い、国に是正を求める。

(3) ひとり親家庭について

- ① 川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査（2021年）では、約2割が過去1年で子どもの塾や習い事を
やめさせた、必要な日用品や衣類が買えなかつた、と回答しており経済的に困窮している。ひとり親家庭等医療
費助成の所得制限の撤廃など、ひとり親家庭への支援を拡充する。
- ② 川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業、通称エンゼルーパートナー制度の利用者が少ない。ホームページや
チラシにおいて、利用者の声や具体的な事例の掲載、気軽に利用できることが伝わるよう寄り添つた内容への改
善、申請・利用方法に煩雑さはないのかなど見直しを行う。
- ③ ひとり親家庭の交通費助成制度について、通勤や通学に限定せず、ひとり親家庭に属するすべての人を対象に
する。ひとり親家庭等通勤交通費助成金については、助成の上限額を撤廃する。また、両制度とも償還払いでは
なく現物給付とする。

(4) ヤングケアラーについて

- ① 任意の記名式など、個人が把握できる方法による調査を少なくとも年に1回、定期的に行う。

- ② ヤングケアラー同士が交流し相談し合えるピアサポートの場など、居場所づくりを進める。
- ③ ヤングケアラーの相談先が地域包括支援センターになつてゐるが、電話ではなくLINEで相談できる体制もつくる。

(5) 児童養護施設について

- ① 入所者が社会的自立を果せるよう、最大22歳まで児童養護施設等で就労や生活に関する相談支援等を受けながら、生活するための必要な居住費・生活費を支給する「社会的養護自立支援事業」（国庫補助1／2）を、さらに充実させる。

- ② 退所者等に市営住宅の空き部屋を低廉な家賃で提供する制度を創設する。自立に向けた住居設定費用の助成等を行う。

- ③ 自立に向けた準備の取組やアフターケアを行う「自立支援コーディネーター」を常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行う。

(6) 里親制度について

- ① 里親の増員をはかるとともに、里親への支援を行う。
- ② 里親支援センターの設置については、民間への委託を前提とするのではなく市が主導で行う方法を検討する。

(7) 各種相談窓口について

- ① 本市の子ども達の専門的な相談窓口である人権オンブスパーソンにおいて、テキスト相談に対応できる人員体制となつていない。予算を確保しテキスト相談に対応できる環境を整える。
- ② 横浜市は2023年度からライン公式アカウントを運用し子ども達からのSOSの声を多様な方法で聞き取り、支援につなげ2024年度だけで5381件の声が届いている。本市も独自でライン公式アカウントを運用する。
- ③ 川崎市子どもの権利委員会の「子どもの相談及び救済」についての答申に対する措置は2026年度となる。委員会の答申を真摯に受け止め、市が主体的に子ども達のSOSの声を受け止める体制つくり、行動計画を策定

す
る
。